

令和8年度病床機能分化・連携促進基盤整備事業実施要領

1. 事業の目的

県内に所在する医療機関が行う病床機能の分化・連携に資する施設又は設備の整備を支援することにより、高度急性期から、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的とする。

2. 補助事業者

本事業の補助事業者は、徳島県内に所在する病院又は有床診療所の開設者とする。

3. 事業内容

徳島県地域医療構想の達成に向け、病床機能の分化・連携を推進するために必要な病院等の施設又は設備の整備を対象とする。

4. 補助内容

(1) 補助対象期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 補助対象経費

○施設整備費

地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等を進めるため必要な新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等

○設備整備費

地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等を進めるため必要な新築、増改築及び改修に伴う医療機器等の備品購入費

(3) その他、補助に関する事項については、別表に掲げるとおりとする。

なお、上記費目のうち補助金を充当する費目については、補助事業者と県との協議により決定する。

5. 補助対象となる設備

本事業の対象となる設備は、次の(1)～(3)を満たすものとする。

(1) 原則として1品の価格が10万円以上の備品(*)であること

(2) 補助事業者が購入し、管理する設備であること

(3) 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等を進めるために整備した病棟において、その転換等の目的を達成するために使用する設備であること

(*) 備品：長期間（耐久年数1年以上）にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるもの

6. 補助の流れ

(1) 補助事業者は、別添様式により整備計画書等を県に提出する。

(2) 県は整備計画書等を精査し、必要に応じて補助事業者と事業費等の調整を行う。

(3) 補助事業者は、県が別途指示する日までに補助金交付申請書を県に提出する。

(4) 県は補助事業者に対して補助金交付決定を行う。

(5) 県は事業終了後に、補助事業者からの請求により、補助事業者に補助金を交付する。

7. 留意事項

当該補助金に係る帳簿及び証拠書類等については、交付要綱が定める期間適切に保存すること。

別表

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
病床機能分化・連携促進基盤整備事業	病院又は有床診療所の開設者	病床機能の転換等に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	(1) 地域医療構想の達成に向け、不足する病床機能への転換を伴うもの (2) 地域医療構想の達成に向け、病床機能の分化・連携を推進すると認められるもの（一般分） (3) 地域医療構想の達成に向け、病床機能の分化・連携を推進すると認められるもの（特別分） 転換等を伴う病床 1床当たり (1) 4,175 千円 (2) 6,680 千円 (3) 8,350 千円	1/2	・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
		病床機能の転換等に必要な新築、増改築及び改修に伴う医療機器等の備品購入費	1施設当たり 10,800 千円	1/2	

(注) 補助事業者は地域医療構想調整会議における合意をあらかじめ得ていること。